



秩父市若者チャンス創造支援金



若者団体が取り組むまちづくり活動を支援します！

対象団体



(1)~(5)をすべて満たす団体

- (1) 構成員の3分の2以上が市内に住所を有する15歳以上39歳以下の若者で組織されている
- (2) 構成員が5人以上
- (3) 代表者が市内に住所を有する
- (4) 規約および構成員の名簿を備えている
- (5) 構成員がすべて18歳未満である場合には、団体の活動について保護者の同意を得ている

対象事業

(1)~(3)をすべて満たすまちづくり活動

- (1) 分野を問わず、地域の魅力発信や若年層の健全育成など、コミュニティの活性化に役立つ活動で、主に市内で実施されること
- (2) 若者が主体となって行う独創性や新規性のある活動であること
- (3) 対象事業が申請日の属する年度内に完了するものであること



支援金の額

(1)(2)のいずれか低い額

- (1) 支援対象経費の3分の2
- (2) 100万円

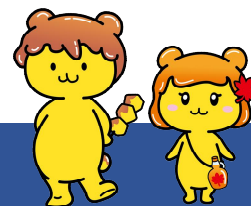
申請手続



事業を開始する前に(1)~(3)の書類を提出

提出方法:持参・郵送・メールのうちいずれかの方法

- (1) 若者チャンス創造支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体の活動内容がわかる規約等
- (3) その他参考となる資料



お問い合わせ 秩父市役所総合政策部総合政策課

電話 0494-22-2823

FAX 0494-24-7272

E-mail seisaku@city.chichibu.lg.jp

HP <https://city.chichibu.lg.jp/11343.html>

秩父市イノベーションセンター
ポテトまんじゅうとふめりちゃん